

芦屋町教育委員会会議録

令和8年第9回定例会

日 時 令和8年9月3日（木） 午前10時00分 ～ 午前11時35分

場 所 芦屋町役場3階 課長会議室

「出席委員」	委 員	長 戸 隆 弘
	委 員	井 上 弘 行
	委 員	森 山 真 奈 美
	委 員	佐 伯 慎 也
	教 育 長	三 枿 賢 二

「委員以外の出席者」	学校教育課長	木 本 拓 也
	生涯学習課長	水 摩 秀 徳
	ICT 教育推進指導員	渡 邊 力 夫

「書 記」	学校教育係長	原 田 聡 太
-------	--------	---------

「議事日程」

- 第1 会期の日程
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 教育長提出議案
- 第4 協議事項
 - 教育情報セキュリティ対策基準の制定について
- 第5 報告・連絡
 - 令和8年度一般会計補正予算（第3号）について
 - 令和8年度放課後塾の参加者数について
 - 令和8年度小中合同音楽祭について
 - 第69回芦屋町町民体育祭の開催について
 - 令和8年度小学校運動会について
 - 9月、10月の行事予定について
- 第6 その他
 - 本年度の視察研修について
 - 本年度の二十歳のつどいについて

「開会宣告」

教育長 ただいまから令和8年芦屋町教育委員会第9回定例会を開会します。

— 開会宣告 午前10時00分 —

「会議録署名委員」

教育長 本日の署名委員は、長戸委員と佐伯委員にお願いします。

第3 教育長提出議案

教育長 本日提出する議案はありません。

— 満場一致で同意 —

第4 協議事項

●教育情報セキュリティ対策基準の制定について

教育長 教育情報セキュリティ対策基準の制定について

学校教育課長 (教育情報セキュリティ対策基準の制定について説明※資料のとおり)

〔概要〕芦屋町は、令和8年度からの次世代校務ネットワークへの移行やゼロトラスト環境の導入、教職員の1台端末化、文部科学省のガイドライン改訂を踏まえ、新たな教育情報セキュリティ対策基準を策定しました。これまでの学校内の物理的なネットワークを守る「境界型防御」から「情報そのものを守る」考え方へ転換し、本年10月から正式に施行する予定です。

学校教育係長 主な内容として、ネットワーク環境の刷新により場所を問わない柔軟な働き方と端末の1台集約を実現し、情報は重要度に応じて4段階（分類Ⅰ～Ⅳ）に分類して適切に管理します。組織体制においては、副町長を最高情報セキュリティ責任者（CISO）に位置付け、緊急時の迅速な対応と組織的な管理を徹底します。さらに、クラウド環境の保存徹底や私物USBメモリ（以下、「USB」と表記します。）・公衆Wi-Fiの利用禁止などの日常業務ルールを定め、24時間365日のSOC監視や平日ヘルプデスクの設置、学校長による自己点検などのPDCAサイクルを回すことで、持続可能な安全管理体制とセキュリティの継続的向上を図ります。

教育委員 令和7年度までは、教職員は校務用端末と学習用タブレットの2台を使用していたが、今年度からは1台端末で校務と授業の双方を行う運用に移行している認識でよいでしょうか。

また、従前はUSBを持ち帰り、自宅で作業するケースもあったと聞いていますが、端末の持ち出しやUSBの利用について、これまでの運用はどのような状況だったのでしょうか。

学校教育係長 令和7年度までは、校務系端末と学習用タブレットが物理的に連携して

	いなかったため、教職員に USB を配布し、USB でデータを移動する運用でありました。自宅で授業準備を行うため USB を持ち帰るケースも一定数あったと認識しています。校務系端末は持ち帰っても機能しないため持ち出しはありませんでしたが、授業用タブレット端末は学校長の許可のもと持ち帰りが行われていました。 今年度からは端末にセキュリティ対策を施し、クラウド上で校務・授業双方の作業が可能となったため、USB での持ち出しは原則禁止とし、持ち帰りが必要な場合は支給端末で作業する運用に変更しています。
教育委員	USB から端末の持ち帰りに変わること、紛失リスクが高まる懸念があります。暗号化等の対策は理解していますが、外出途中での紛失など、端末自体の管理が重要になると思いますが、この点についてどのように考えていますか。
学校教育係長	端末へのアクセスは ID・パスワードに加え、生体認証（指紋認証等）を必須としているため、紛失しても端末内部のデータにはアクセスできないようにしています。紛失の連絡があれば、教育委員会を通じて端末をネットワークから遮断する対応を行うことにしています。
教育委員	持ち帰り運用は便利である一方、教職員の意識が緩む可能性もあるため、厳格なルール整備と研修が必要と考えます。特に公衆 Wi-Fi の利用禁止などを徹底していただきたいですね。
教育長	原則として、端末の持ち帰りは学校長の許可がある場合のみ認めるが、紛失した場合は懲戒処分の対象となります。通知表や指導要録を紛失した場合と同等、あるいはそれ以上の重大性があると考えています。
学校教育課長	セキュリティポリシー違反は地方公務員法等に基づき懲戒処分の対象となります。USB の紛失も従前から懲戒対象であり、端末紛失の場合も同様です。
教育長	端末は個人の所有物ではないため、紛失時は懲戒処分に加え弁償も発生すると考えています。
学校教育係長	今回は教育委員会として基準を策定していますが、各学校の運用ルールはさらに細分化したものを現在準備しています。研修も含め、学校ごとに適切な運用が行われるよう対応する予定です。
教育委員	学校長による年 1 回の点検が規定されていますが、学校長の力量によって点検の質が左右される懸念はありませんか。また、事業者との情報連携についてはどのように整理していますか。
学校教育係長	事業者とは守秘義務契約を締結しており、情報管理は契約条項に基づき適切に行っています。学校長による点検は難しい作業を想定しておらず、誤送信等の運用上の事案を確認する点検表を準備しています。アクセスログ等の専門的な確認は、教育委員会と事業者が実施することとしています。
教育委員	芦屋町のサーバー運用は今後どうなりますか。
学校教育係長	9 月末をもって庁内サーバーからクラウドへ完全移行します。今月末までにデータ移行が完了する予定です。

教育委員	クラウドへのアクセスは、支給端末に限定されているという認識でよいでしょうか。
学校教育係長	はい、そのとおりです。
教育委員	教職員のアクセス権限は、学校別に設定されていますか。全体を閲覧できるアカウントは存在するのでしょうか。
学校教育係長	学校別、役職別にアクセス権限を設定しています。全体を閲覧できるのは管理者アカウントのみです。
教育委員	インシデント発生時の対応体制について、どのような事案を想定していますか。
学校教育係長	個人情報漏えいなどの重大事案は最高情報セキュリティ責任者(副町長)が対応します。システム障害等は教育委員会内で対応し、総括教育情報セキュリティ責任者(教育長)までで完結します。 情報漏えいなどが発生した場合は事業者による調査を行い、調査結果を組織体制に基づき報告します。公表の要否は最高情報セキュリティ責任者が判断することになります。
教育委員	対策基準では、「許可された端末のみ外部持ち出し可」とありますが、これは支給端末の持ち出しを前提としている理解でよいでしょうか。
学校教育係長	文科省のセキュリティポリシーも同様に、強固なアクセス制御が施された支給端末は持ち出しを可能とする前提としています。ただし学校長の許可は必須であり、その他の媒体による持ち出しは原則禁止しています。
教育委員	夏休み等のテレワークや、感染症流行時の在宅作業にも対応できる点は利点であると思います。一方でリスクも大きいので、研修の徹底が必要ですね。
教育長	夏休み中の作業は基本的に学校で完結できると考えていますが、持ち帰りが行われている可能性はあると思います。端末の紛失などの報告は現時点ではありませんが、校長会で実際の運用状況を改めて確認したいと思います。
教育委員	端末持ち帰りが可能な状況でUSBを使用する場面は、どのような場合でしょうか。
指導員	メールで送れない大容量データの提出が求められる場合など、外部機関への提出時に限られます。芦屋町内の運用ではUSBの利用はほぼ不要です。
教育長	研究発表会や指導案審議等の準備のため、端末の持ち帰りが行われている可能性があるため、校長会で現状を再度確認します。
教育委員	対策基準は大枠として適切であると思いますが、学校運用ルールはより詳細なものが必要であると考えています。その点についてはいかがでしょうか。
学校教育係長	学校ごとの運用ルールを現在準備しており、対策基準策定後に校長会で周知することとしています。
教育長	ほかに質問などはありませんか。ないようでしたら、以上の内容を踏まえ、教育委員会として本対策基準を策定することを承認してよろしいで

しょうか。

－ 満場一致で同意 －

第5 報告・連絡

●令和8年度一般会計補正予算（第3号）について

※本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき公開しないものとする。（今後の議会に上程予定の事項のため）

－ 満場一致で承認 －

●令和8年度放課後塾の参加者数について

教育長 令和8年度放課後塾の参加者数について

学校教育課長 （令和8年度放課後塾の参加者数について説明※資料のとおり）

〔概要〕小学生版放課後塾は20人程度の募集に対し、芦屋小学校6人、芦屋東小学校2人、山鹿小学校9人の計17人の応募がありました。

中学生版放課後塾は60人程度の募集に対し55人の応募があり、昨日第1回を実施しております。昨日は55人の参加者を3クラスに分け、実力診断テストを実施しました。どのクラスも静かに落ち着いて取り組んでいました。テスト終了後は生徒同士で採点を行い、その結果をもとに次回のクラス分けを行います。以降も確認テストの結果を踏まえて毎回クラス編成をする予定です。

併せて、昨年度の放課後塾の効果について報告いたします。芦屋中学校ではフクト実力テストを年4回実施しており、第1回（開始前）と第4回（終盤）の結果を比較しています。

学年全体では評価A・Bが減少し、評価C・Dが増加しており、成績が下降傾向にあることが確認されました。一方、放課後塾参加者に絞って分析すると、評価Cが減少し評価Bが増加しており、C層からB層への底上げ効果が認められると考えております。

教育長 昨年度は、授業中の私語が他の生徒の学習を妨げる事例がありましたので、本年度は真剣に取り組めない場合は放課後塾への参加をお断りする旨を明記しています。

中学校版放課後塾は始まったばかりで、昨年度の反省を踏まえて運営しています。次回から習熟度別に実施しますので、教育委員のみなさんにぜひ参観していただきたいと思います。

教育委員 小学校版は20人募集に対し17人の参加で、芦屋東小学校は2人とのことですが、その理由についてはどのように考えられていますか。

学校教育課長 小学校版放課後塾は中央公民館で実施するため、芦屋東小学校と山鹿小学校の児童は校区外まで移動する必要があり、保護者の送迎負担が影響している可能性があると考えています。周知については各学校で同様に

行っております。

●令和8年度小中合同音楽祭について

- 教育長** 令和8年度小中合同音楽祭について
- 学校教育課長** 今年度の小中合同音楽祭は、10月7日（水）午後に開催する予定です。当初はあしや夢リアホールでの実施を予定していましたが、ボートレース場の改修工事により10月上旬が使用不可となることが判明したため、学校側と協議のうえ、総合体育館メインアリーナで開催することといたしました。
- 教育長** 現在、実行委員会で内容の最終調整を進めており、近日中に詳細をご案内いたしますので、どうぞご参観くださいますようお願いいたします。本日午後開催の小中合同音楽祭実行委員会において、内容が確定する見込みです。
- 会場を総合体育館とした理由は、空調設備を利用できることが大きな要因です。
- 夢リアホールでの開催に移行する以前は、芦屋中学校体育館で実施していましたが、同体育館には空調設備がなく、多数の児童生徒が集まることで熱中症の懸念が生じるため、総合体育館で開催することとしています。

●第69回芦屋町町民体育祭の開催について

- 教育長** 第69回芦屋町町民体育祭の開催について
- 生涯学習課長** （第69回芦屋町町民体育祭の開催について説明※資料のとおり）
- 〔概要〕町民体育祭は10月11日（日）に開催します。雨天・荒天時は中止とし、順延は行わない方針です。今年度は昼食を挟まず午前中で全プログラムを終了する構成とし、開会式は9時開始、終了は12時50分を予定しております。
- 大会テーマは一般公募により「つなごう芦屋の絆～未来へのバトン～」に決定しました。応募は22件あり、実行委員会で選定した結果、高校生の応募作品となりました。
- 参加資格については、従来の自治区単位での参加が負担となっているとの意見を踏まえ、自治区に限らず友人同士、町内団体、クラブチーム等による参加を可能といたしました。申込期限は明日までですが、現時点で自治区、自治区の連合体を含め約3分の2が参加予定であり、その他4団体からの応募があります。
- プログラムについて、今年度は区対抗種目を全体的に見直し、参加しやすい構成としています。
- 教育委員** 午前中開催としたことは、天候による中止時の人員調整の負担軽減につながると理解しています。参加団体が減少し、特に自治区の参加が少な

くなっている状況では妥当な判断と感じます。

ただし、小学生リレーについて、低学年は 50m、高学年は 100m と 200m を走る構成となっており、200m 走が可能な児童を確保できるか懸念があります。

生涯学習課長 リレーの距離設定は、スポーツ推進委員での協議を踏まえて構成したものです。説明会においても人員確保に関する意見は把握しておりますが、距離設定そのものについて特段の懸念は示されておりました。参加が難しい場合には、他の区やジョギングクラブ等からの助力も可能としております。

教育長 中学校の体育大会では 1 年生は約 100m の走行であるため、小学生に 200m トラックを 1 周させる構成については、負担が大きい可能性があると考えます。事務局として距離設定の妥当性について確認が必要ではないでしょうか。

生涯学習課長 距離設定については、これまでの実行委員会および説明会での協議経過を踏まえ、現行の構成として整理したものです。説明会後であることから、今年度に限っては現行プログラムで実施することが適当と考えております。

いただいたご指摘は、来年度以降の検討課題として事務局で整理いたします。

教育委員 以前は年代別リレーがあり、こどもは 50m、大人は 100m、高齢者は 50m といった形で、歩いてもよい和やかな競技がありました。これが廃止され、各種団体リレーに一本化されたことで、気軽に参加できる種目が減った印象があります。

生涯学習課長 年代別リレーについては、自治区側から負担軽減を求める意見が多く寄せられたことを受け、区長会、スポーツ推進委員、実行委員会で協議を重ねた結果、現在の形に統合したものです。参加しやすい種目として「太公望」「力を合わせて GO」などを残し、新たに「玉入れ」を追加しております。

いただいたご意見は、来年度以降の検討材料として事務局で整理いたします。

●令和 8 年度小学校運動会について

教育長 令和 8 年度小学校運動会について

学校教育課長 本年度の小学校運動会は、10 月 24 日（土）に開催する予定で、現在準備を進めております。運動会の実施形態については、例年どおり昼食を挟み午前と午後の二部構成で行います。

各校からの正式な案内はまだ届いておりませんので、通知があり次第、教育委員のみなさまにもお知らせいたします。

小学校運動会につきましては、例年どおり教育委員のみなさまには各校へ分かれて参観していただくことになりますので、配置の調整は次回の

定例会にて行いたいと考えております。よろしくお願いいたします。

●9月、10月の行事予定について

教育長 9月、10月の行事予定について

学校教育課長 (9月、10月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

生涯学習課長 (9月、10月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

第6 その他

●本年度の視察研修について

教育長 本年度の視察研修について

学校教育課長 今年度の視察研修として参加する小中一貫教育全国サミット〔京都市、11月13日(金)開催〕につきまして、公開授業の参加希望を取りまとめ、現地事務局へ申し込みを済ませております。人数調整等により変更が生じる場合は、現地事務局から連絡が入ることになっておりますが、現時点では連絡はありません。連絡があり次第、速やかにご報告いたします。

研修行程は1泊2日を予定しております。時間等でご都合が悪い場合は、事前にご連絡いただければ調整いたします。切符などの手配は10月に入ってから行う予定としておりますので、それまでにお知らせいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

●本年度の「二十歳のつどい」について

生涯学習課長 昨年度の二十歳のつどいは、町民会館が使用できなかったため総合体育館で開催いたしました。その際に多くのご意見をいただいております。また、3月議会の一般質問において、実行委員会形式での実施を検討してはどうかとの提案もございました。

これらを踏まえ、今年度は20歳、19歳、18歳の直近3年間の対象者を対象として、実行委員会形式の導入を含む開催方法について意見を伺うアンケート調査を8月に実施したところです。

現在、結果を集計中で、アンケート結果を踏まえて今年度の開催内容を決定する予定です。このため、今年度の実施に関する説明は、来月以降に行う見込みです。よろしくお願いいたします。

「閉会宣告」

10月の定例会は10月2日(金)午後1時30分から開催します。オンラインで開催する予定です。

11月の定例会は11月2日(月)午前10時から開催します。

— 閉会宣告 午前 11 時 35 分 —

会議録署名人 教 育 委 員

教 育 委 員

学校教育課長